解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年九月八日大分地方裁判所日田支部の解散命令確定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月五日

大分県日田郡中津江村大字栃野一二六二番地　宗教法人林照寺

清算人　藤森　邦夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年九月三十日付けで総務大臣及び国土交通大臣の認可により解散したので当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月五日

宮崎県宮崎市橘通東二丁目七番一八号　宮崎県土地開発公社

代表清算人　髙柳　憲一

配当公告

札幌市西区発寒八条九丁目一番三六号　破産者　株式会社ライズ

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十二年（フ）第一五七七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

（一般債権　金九八、八九四、二八五円）

（優先債権　金一、四八三、八三〇円）

一、配当をすることができる金額

（一般債権　金一一、七六五、八五五円）

（優先債権　金一、四八三、八三〇円）

平成二十二年十一月五日

札幌市中央区南一条西一一丁目コンチネンタルビル六階　弁護士法人神戸法律事務所　破産管財人弁護士　神戸　俊昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道空知郡奈井江町字東奈井江二〇四番地、最後の住所北海道岩見沢市志文町二九七番地一三岩見沢江仁会病院　被相続人　亡　髙杉イツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月五日

北海道砂川市西一条南一〇丁目二番六―一号　相続財産管理人司法書士　齊藤　智基

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市青葉区角五郎二丁目二一一番地、最後の住所宮城県仙台市青葉区角五郎二丁目九番一二号　被相続人　亡　吉田クニエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月五日

仙台市青葉区一番町一丁目一七番二四号高裁前ビル八階　相続財産管理人　弁護士　石井　慎也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市三俣町一丁目六番二二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　浅見　安男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月五日

群馬県高崎市昭和町二二四番地一アーツビル二階　相続財産管理人　弁護士　横地　宏紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市中央区登戸二丁目二番地の二、最後の住所千葉市緑区高田町二二九六番地の六　被相続人　亡　若林　修平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月五日

事務所千葉市中央区中央三丁目一五番六号やまちょうビル七階レークス法律事務所　相続財産管理人　弁護士　上田　優子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大東市南津の辺町九六〇番地四、最後の住所奈良県北葛城郡河合町久美ヶ丘一丁目六番地五　被相続人　亡　小田眞佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月五日

東京都渋谷区桜丘町三一―一四岡三桜丘ビル二階アトラス総合事務所　相続財産管理人　司法書士　福田　亘司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県鳳珠郡能登町字宇出津新一四二番地、最後の住所石川県鳳珠郡能登町字宇出津新一字一四二番地一　被相続人　亡　桐島　悟

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月五日

石川県鳳珠郡能登町字松波一四字六五番地八　相続財産管理人　濵田　博司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市城東二丁目三番、最後の住所長野県松本市庄内三丁目四番二四号　被相続人　亡　関口　拓司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月五日

長野県松本市大字里山辺三九二二番地二〇　相続財産管理人　鎌崎幸太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区麹町五丁目五番地の二、最後の住所静岡県駿東郡長泉町元長窪八八八番地の六九ながいずみホーム　被相続人　亡　山村　明弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月五日

静岡県沼津市吉田町三一番三号アンジュール二〇二号　みどり合同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　荻　大祐

第69期決算公告

平成22年11月5日

東京都中央区日本橋久松町9番9号

精工産業株式会社

代表取締役社長　田中　紘

貸借対照表の要旨（平成22年6月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,709,271
	固定資産	725,014
	資産合計	3,434,285
負債及び純資産の部	流動負債	2,101,316
	固定負債	258,074
	株主資本	1,074,895
	資本金	70,000
	利益剰余金	1,004,895
	利益準備金	17,500
	その他利益剰余金	987,395
	（うち当期純損失）	(56,390)
	負債・純資産合計	3,434,285

第45期決算公告

平成22年9月29日　東京都豊島区西池袋5丁目13番13号

東都観光企業株式会社

代表取締役　宮本　繁樹

貸借対照表の要旨（平成22年6月30日現在）（単位：百万円）

科目			科目	
（資産の部）		(26,219)	（負債の部）	(23,914)
流動資産		6,970	流動負債	561
固定資産		19,249	賞与引当金	21
有形固定資産		10,733	その他の負債	540
無形固定資産		0	固定負債	23,352
投資その他の資産		8,515	退職給付引当金	85
			その他の負債	23,267
			（純資産の部）	(2,304)
			株主資本	2,304
			資本金	20
			資本剰余金	91
			資本準備金	91
			利益剰余金	2,193
			その他利益剰余金	2,193
資産合計		26,219	負債・純資産合計	26,219

損益計算書の要旨（自　平成21年7月1日　至　平成22年6月30日）（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,953
売上原価	1,993
売上総損失	39
一般管理費	62
営業損失	102
営業外収益	246
営業外費用	0
経常利益	143
特別利益	0
特別損失	66
税引前当期純利益	77
法人税・住民税及び事業税	10
法人税等調整額	11
当期純利益	55